# 監督処分情報

### 1 処分を受けた建設業者に関する事項

| 商号又は名称             | 株式会社 毎日建設工業         |
|--------------------|---------------------|
| 主たる営業所の所在地         | 兵庫県伊丹市鈴原町8-63-2     |
| 許可番号               | 兵庫県知事(特-29)第208233号 |
| 許可を受けている建設業<br>の種類 | 建、大、塗、防             |

### 2 処分に関する事項

| 処分年月日 | 令和2年12月18日              |
|-------|-------------------------|
| 根拠法令  | 建設業法第28条第1項(同条第1項第2号該当) |

## 処分の内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

### 処分の原因となった事実

株式会社毎日建設工業は、営業所に常勤して専らその職務に従事しなければならない 専任技術者を、工事現場ごとに専任の技術者を要する工事の監理技術者として配置し、 従事させた。